

各主体の役割

健康にいつまでも暮らせる安全・安心な低炭素なまちを目指して、市民・事業者・那覇市・観光旅行者等の各主体と連携・協働して、那覇市域の地球温暖化対策に取り組んでいきます。

(1) 市民

環境に配慮したライフスタイルにより日常生活における温室効果ガス排出抑制に努めます。

(2) 事業者

環境負荷が低い商品・エネルギー・サービス等を提供し事業活動における温室効果ガス排出抑制に努めます。

(3) 那覇市

地球温暖化対策への取組支援、情報提供等、他主体の取組を後押し又は確実にするための施策を実施し、計画の進行管理を行います。また、一事業者として率先して地球温暖化対策に取り組みます。

推進体制

(1) 那覇市環境保全対策会議（庁内）

本計画に記載した行政関係機関の施策を効果的、総合的に推進するため、全庁組織としての「那覇市環境保全対策会議」（事務局：環境政策課）により、関係課を中心に運営していきます。

(2) 那覇市地球温暖化対策協議会

平成 20 年 7 月に市民、事業者、行政等により、市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図るために組織された協議会。本計画の地球温暖化対策実行計画協議会を兼ねるものとして進捗管理を行う。

(3) 那覇市環境審議会

那覇市環境基本条例に基づき市民や事業者、学識経験者等により構成された「那覇市環境審議会」へ本計画の進捗状況を報告する。

進行管理

◆PDCA サイクルによる管理

「進捗管理指標」のデータを毎年度把握・評価し、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)のサイクルを実施します。

◆実施状況の公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 10 項に基づき、温室効果ガス総排出量や施策の実施状況を公表します。

那覇市 環境部 環境政策課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL:098-951-3392 FAX:098-951-3230

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/ondanka/>

平成 27 年 3 月 発行

■再生紙を使用しています。

那覇市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

2015(平成 27)年度～2023(平成 35)年度

地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の経済活動などにより二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球全体の気温が上昇する現象です。このままでは、2100 年までに世界の平均気温は最大 4.8℃、海面水位は最大 82cm 上昇すると予測されています。

地球温暖化は、生態系の損失や自然災害などのリスクのみならず、海面上昇などによる居住地域の減少、熱中症やマラリア、デング熱など私達の健康や食糧生産、水資源などに大きな影響を与えます。

那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(1) 目的

温室効果ガスを削減する「緩和策」と、地球温暖化の影響への対処として「適応策」を実施することにより、低炭素なまちづくりの実現を目指します。

(2) 2030 年の那覇市が目指すべき将来像

「沖縄 21 世紀ビジョン」共有しながら、健康にいつまでも暮らせる安全・安心な低炭素なまち

- 災害に強い安全・安心なまち
- 誰もが移動しやすいまち(車中心から人中心へ)
- 自然環境が保全され、多様な生物と共生するまち

(3) 本計画の基本方針

分散型エネルギーを推進し、スマートコミュニティや持続可能な経済社会システムの構築を図ります。

(4) 那覇市域の温室効果ガス排出量と削減目標

2012 年度の温室効果ガス総排出量は、2,182 千 t-CO₂ であり、2000 年度(基準年度)と比べると、0.8%減少しています。

本計画では、2000 年度を基準年度として、短期(2023 年度)、中期(2030 年度)の 2 つの削減目標を設定しました。



本計画の温室効果ガス排出量の削減目標

「2023 年度までに 2000 年度比で 5%、2030 年度までに 2000 年比で 15%削減」

～健康にいつまでも暮らせる安全・安心な低炭素なまち なは～

緩和策 1 再生可能エネルギー等の普及

化石燃料への依存度を減らし、地域エネルギーとしての太陽光や太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー等の利用を促進します。

1. 太陽光発電設備の普及

- (1) 太陽光発電の普及促進
- (2) 蓄電池等を併用した太陽光発電の普及
- (3) 見える化の促進

2. 太陽熱利用設備の普及

- (1) 公共施設へ太陽熱利用設備の導入推進
- (2) 住宅用太陽熱利用設備の普及
- (3) 事業者への太陽熱利用設備の普及促進

3. その他エネルギーの導入

- (1) バイオマスエネルギーの利用
- (2) 中小水力発電等の利用
- (3) 水溶性天然ガスの利用促進
- (4) 風力発電の普及促進

緩和策 2 省エネルギー等の促進

省エネルギー型や低炭素型の建築物や住宅の普及のため、公共施設から積極的に導入し、民間住宅への環境に配慮した住宅の転換を促す。また、高効率機器の普及やエネルギー管理システムの導入、ライフスタイルの転換となる省エネルギー行動を推進する。

1. 省エネルギー型・低炭素型の建築物や住宅の普及

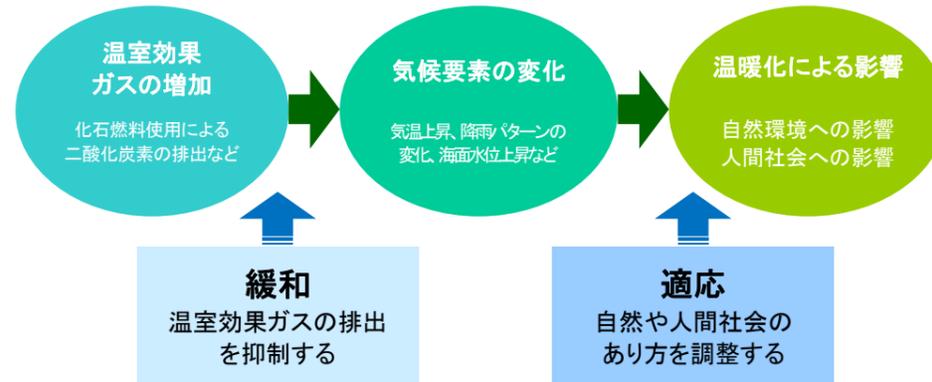
- (1) 新築公共施設における省エネルギー型・低炭素型建築物の導入推進
- (2) 新築住宅や新築建築物の省エネルギー化・低炭素化の推進
- (3) 既存住宅の省エネルギー型・低炭素型への改修の促進
- (4) 住宅性能表示制度の普及啓発

2. 省エネルギー機器や省エネルギー家電への転換

- (1) 家庭用燃料電池の普及促進
- (2) LED等の普及促進

3. 省エネルギー行動の推進

- (1) エコライフサポーターや那覇市地球温暖化対策協議会による省エネルギー行動の推進
- (2) 地球温暖化対策カレンダー配布及び温 DOWN 化ファミリー大作戦の実施
- (3) Jクレジット及びカーボンオフセットの推進



地球温暖化対策は、原因となる温室効果ガスの排出を削減・抑制する「緩和」と、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する「適応」があります。

対策・施策の5つの柱

- 緩和策 1 再生可能エネルギー等の普及
- 2 省エネルギー等の促進
- 3 低炭素なまちづくり
- 4 循環型社会の形成
- 適応策 5 地球温暖化への適応策

● エネルギー等の導入目標

自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築に向けた目標

適応策 5 地球温暖化への適応策

温暖化の影響は、気候、地形、文化などにより異なるため、地域の脆弱性を評価し、地域特性に応じた適応策の取組を進めていきます。

1. 防災対策の推進

- (1) 防災情報の提供
- (2) 避難場所におけるエネルギーの確保
- (3) 豪雨対策

2. 熱中症の予防などの健康対策の推進

- (1) 蚊の防除対策
- (2) 熱中症予防に向けた情報提供・普及啓発
- (3) ヒートアイランド対策の推進

3. 水需要の抑制など水資源対策の推進

- (1) 水需要の抑制

緩和策 3 低炭素なまちづくり

交通体系やエネルギー効率のよいまちづくりや、良好な水環境や緑地の保全等により、多様な生物との共生できる環境づくりを目指します。

1. 環境にやさしい交通の構築

- (1) 交通に対する意識改革
- (2) 誰もが利用しやすい(利便性の高い)公共交通の実現
- (3) より安全・快適な歩行空間や多様な移動手段の利用環境の充実
- (4) エタノール混合燃料(E3、E10)の普及啓発
- (5) 次世代自動車の普及促進
- (6) 観光客や高齢者等の移動手段の向上

2. 良好な水環境と緑、多様な生物との共生

- (1) 緑のカーテンの継続・拡充
- (2) 屋上・壁面緑化の推進
- (3) 再生水の利用促進
- (4) 雨水・井戸水の利用の推進
- (5) 身近な自然環境の保全

3. 低炭素なまちづくりの構築

- (1) 地域エネルギーシステムの構築
- (2) HEMS、BEMS等の普及
- (3) ICT(情報通信技術)の活用
- (4) エコオフィス計画の推進
- (5) 公共施設へコージェネレーションシステムの導入推進
- (6) 省エネルギー街路灯等への設置推進
- (7) 環境マネジメントシステムの推進
- (8) 環境や地球温暖化問題に関する教育や学習の機会の充実

緩和策 4 循環型社会の形成

廃棄物等の発生自体を抑制し、いったん使用された製品等を再び使用するなど、ごみを出さないような社会づくりを推進し、排出されたごみについては、貴重な資源として一層有効活用します。

1. 廃棄物の発生抑制と再使用の推進

- (1) 家庭ごみの減量
- (2) 事業所ごみの減量
- (3) 衣類・家具類等のリユースの促進

2. ごみの分別とリサイクルの推進

- (1) 雑がみの分別とリサイクル
- (2) 草木の資源化
- (3) 建設廃材の再利用
- (4) 太陽光発電等のリサイクル及び廃棄のあり方の検討

3. 循環型社会の構築

- (1) 4Rの推進
- (2) グリーン購入の推進
- (3) 生ごみ等・廃食用油の資源化の検討
- (4) 施設や住宅の長寿命化